

○山陽小野田市水道事業給水条例施行規程

平成 17 年 3 月 22 日

水道事業管理規程第 24 号

改正 平成 22 年 9 月 22 日水管規程第 15 号

平成 23 年 3 月 7 日水管規程第 1 号

平成 25 年 3 月 22 日水管規程第 1 号

平成 27 年 3 月 30 日水管規程第 10 号

平成 29 年 5 月 9 日水管規程第 6 号

令和 2 年 1 月 14 日水管規程第 1 号

令和 5 年 9 月 4 日水管規程第 15 号

令和 6 年 3 月 25 日水管規程第 2 号

令和 7 年 10 月 1 日水管規程第 13 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 給水装置の構造及び材質（第 3 条—第 10 条）

第 3 章 給水装置の工事及び費用（第 11 条—第 18 条）

第 4 章 給水（第 19 条—第 30 条）

第 5 章 水道料金の算定及び徴収（第 31 条—第 44 条）

第 6 章 管理（第 45 条—第 48 条）

第 7 章 貯水槽水道（第 49 条）

第 8 章 補則（第 50 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、山陽小野田市水道事業給水条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 195 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（私設消火栓）

第 2 条 配水管に準ずる性質を有する給水管上に設けられた私設消火栓で、水

道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めたものは、その使用については、公設の消火栓として扱う。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構成及び附属用具）

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、給水栓及びメーターをもって構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置には、止水栓ボックス、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

（受水槽の設置）

第4条 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時的に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水槽を設置しなければならない。

（給水装置の使用材料）

第5条 管理者は、条例第6条第2項に定める設計審査又はしゅん工検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（給水管の口径）

第6条 給水管の口径は、その使用目的による所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第7条 給水管の埋設の深さは、道路内は、道路管理者の指示によるものとし、宅地内（私道を含む。）は、荷重、凍結等を考慮して30センチメートル以上としなければならない。

（メーターの位置）

第8条 メーターを設置する位置等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 宅地内で配水管に近い位置に設置すること。
- (2) 屋外に設置し、盗難予防上適当な位置を選定すること。
- (3) 点検に支障を及ぼすような場所は避けること。
- (4) 常に乾燥し、損傷の危険のない場所に水平に設置すること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、管理者が特にその必要を認めたときは、屋内に設置することができる。

(危険防止の措置)

第9条 給水装置の末端の用具及び装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

2 汚染のおそれのあるものに給水する給水装置にあつては、その給水装置に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結してはならない。

(給水管防護の措置)

第10条 水路等を横断して給水管を配管するときは、その下に配管しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 凍結のおそれのある場所に給水管を配管するときは、露出隠ぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

第3章 給水装置の工事及び費用

(給水の方式)

第11条 給水の方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式 直結直圧方式又は直結増圧方式により直接給水するもの

(2) 受水槽方式 水道水を一旦受水槽で受け給水するもの

(3) 直結・受水槽併用方式 一つの建物で直結方式と受水槽方式を併用して給水するもの

2 前項各号に掲げる方式は、給水装置ごとに使用水量、水の使用箇所、水压等を勘案し管理者が定める。

(給水装置の新設等の申込み)

第12条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕、見込、廃止及び一部撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、給水装置工事申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、その一部を省くことができる。

(1) 付近の見取図及び使用材料（様式第2号）

(2) 申請配管図（平面図、メーター設置詳細図）（様式第3号）

(3) 申請配管図（立面図）（様式第4号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要とする書類

(工事の設計範囲)

第13条 前条第2項に掲げる設計図書に記入すべき工事の設計範囲は、次に定めるとおりとする。

(1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽への給水口まで

2 前項第2号に該当する場合においては、受水槽以下の設計図を併せて提出しなければならない。

(利害関係人の承諾書等の提出)

第14条 工事申請者は、条例第5条第2項の規定により、利害関係人の承諾書の提出を求められた（給水装置工事申請書の所定の欄に利害関係人の承諾がある場合を除く。）ときは、それぞれ次に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、当該給水装置

の所有者の承諾書（様式第 2 1 号、様式第 2 1 号の 2）

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、当該土地の所有者の承諾書（様式第 2 2 号）

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特別の理由があるときは、利害関係人の承諾書又は工事申込者の誓約書
（設計変更等の届出）

第 1 5 条 工事の承認を受けた者は、その設計を変更し、又は当該工事を取りやめようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定により当該工事を取りやめようとする場合においては、給水装置工事申請取下願（様式第 2 3 号）により届け出なければならない。

（分岐引用者への通知）

第 1 6 条 分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、分岐引用者に通知しなければならない。

（工事費の算出基礎）

第 1 7 条 条例第 8 条第 1 項の規定による工事費の算出基礎は、次に定めるところによる。

- (1) 材料費 管理者の定める材料単価表
- (2) 運搬費 管理者の定める運搬費計算表
- (3) 労力費 管理者の定める工種別歩掛及び賃金表
- (4) 道路復旧費 道路管理者の定める道路復旧工事単価表
- (5) 工事監督費 管理者の定める監督費算出基準表
- (6) 間接経費 管理者の定める間接経費算出基準表

2 前項の規定にかかわらず、配水管に準ずる性質を有する給水管の布設工事費の算出基礎は、配水管布設工事費の算出基礎に準ずることができる。

（工事しゅん工検査）

第 1 8 条 条例第 6 条第 2 項の規定により、工事のしゅん工検査を受けようとするときは、給水装置工事しゅん工検査申請書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添えて工事完了後速やかに、管理者に提出し、その検査を受けなければならない。

(1) 給水装置完成配管図（平面図、メーター設置詳細図）（様式第 5 号）

(2) 給水装置完成配管図（立面図）（様式第 6 号）

2 管理者は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合は、給水装置しゅん工検査成績表（様式第 2 4 号）に基づき、しゅん工検査を行わなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、前項の検査の結果手直しを指示されたときは、直ちに手直しを行い、あらためて管理者の検査を受けなければならない。

第 4 章 給水

（給水の用途区分）

第 1 9 条 条例第 4 条第 2 項に基づく用途区分は次のとおりとする。

(1) 一般用 次号及び第 3 号以外に使用するもの

(2) 臨時用 工事その他に一時的に使用するもの

(3) 船舶用 船舶用に使用するもの

2 前項に定める用途区分の適用は、管理者が認定する。

（給水等の申込み）

第 2 0 条 条例第 1 3 条、第 1 8 条及び第 2 4 条の規定において次に該当するときは、所定の書類により申し込み、又は届け出なければならない。

(1) 水道の使用に関する申込み又は届出をするときは、給水届出書（様式第 7 号又は様式第 8 号）

(2) 用途を変更するときは、給水届出書（様式第 7 号）

2 条例第 2 9 条第 2 項第 2 号の規定による給水の申込みをする場合の一定の水道使用量とは、次に該当するものをいう。

(1) 1 日平均使用水量が、1, 0 0 0 立方メートルを超えるもの

(2) 1 日平均使用水量が、過去 1 年間の 1 日平均使用水量の 2 倍を超えるものの

（給水の承継）

第 2 1 条 条例第 1 3 条の規定による申込みをしないで水道を使用している者は、前使用者に引き続いて使用しているものとみなして水道料金を徴収する。

2 前項の規定に該当する使用者は、直ちに条例第 1 3 条の規定による申込み

をしなければならない。

（給水装置の代理人の届出）

第 2 2 条 条例第 1 4 条に規定する代理人を定め、又は変更したときは、給水装置代理人（変更）届（様式第 9 号）により届け出なければならない。

（管理人の届出）

第 2 3 条 条例第 1 5 条に規定する管理人を選定し、又は変更したときは、給水装置管理人（変更）届（様式第 1 0 号）により届け出なければならない。

（給水装置の所有権移転の届出）

第 2 4 条 条例第 2 4 条第 2 項第 2 号に規定する給水装置の所有権移転をするときは、給水装置所有権移転届（様式第 1 1 号）により届け出なければならない。

2 売買、譲渡又は相続により給水装置の所有権が移転し、その届出がない場合には、所有権移転の日に、買主、譲受人又は相続人は給水開始を、売主、譲渡人又は被相続人は給水中止を届出したものとみなす。

（消火栓の使用の届出）

第 2 5 条 条例第 2 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に該当するときは、消火栓使用届（様式第 1 2 号）により届け出なければならない。

2 消防演習のために消火栓を使用するときの消火栓の開栓時間は、1 回につき 2 0 分以内とする。

（消火栓使用の立会い）

第 2 6 条 条例第 2 5 条第 2 項に規定する消防演習に立会いした職員は、速やかに管理者にその状況を報告しなければならない。

（メーターの管理及び取扱い）

第 2 7 条 条例第 2 3 条第 1 項の規定により、水道使用者は、メーターの設置場所を常に清潔にし、その設置場所にメーターの点検、修理、取替え等に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 水道使用者が、次のいずれかに該当するときは、メーターを撤去するものとする。

(1) 給水廃止又は事実上給水廃止の状態になったとき。

- (2) 条例第40条の規定により給水の停止処分を受けたとき。
- (3) 条例第23条第2項の規定による損害額を賠償しないとき。
- (4) 前各号に定める場合のほか、管理者が特に必要と認めたとき。

(メーターの修理及び取替)

第28条 条例第22条第1項ただし書の規定により使用するメーターについて、異状が認められたとき、又は計量法（平成4年法律第51号）に規定するメーター検定の有効期間が満了となるときは、水道使用者等は、速やかに修理又は取替えをしなければならない。

2 前項において必要な費用は、水道使用者等の負担とする。

(修繕工事を無料とする範囲)

第29条 条例第26条第2項ただし書の規定により、局においてその費用を負担することのできる範囲は、管理者が別に定める。

(給水装置及び水質の検査)

第30条 条例第27条に規定する検査の請求をするときは、検査請求書（様式第13号）により申請しなければならない。

2 前項の規定により検査を行ったときは、その結果を検査結果通知書（様式第14号）により通知する。

第5章 水道料金の算定及び徴収

(中高層住宅の水道料金計算)

第31条 中高層住宅で、受水槽以下の装置が、次の各号に定める条件に適合している場合の水道料金計算は、使用者ごとに専用給水装置の水道料金を適用して計算することができる。

- (1) 受水槽以下の装置が、山陽小野田市水道局遠隔指示水道メーター設置基準に適合していること。
- (2) 前号の水道使用者等が、山陽小野田市水道局中高層住宅の点検等に関する取扱要綱に適合していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める条件に適合していること。

2 前項に定める装置によらず給水装置を連合使用する場合の水道料金計算は、

次の各号に掲げる方法により計算することができる。この場合の取扱基準は別に定める。

(1) 基本料金は、使用世帯数に条例第 29 条第 1 項に定める基本料金を乗じて得た額

(2) 従量料金は、各世帯の使用水量を均等として条例第 29 条第 1 項に定める従量料金により計算した合計額

3 前項の適用を受けようとする者は、連用給水装置使用届（様式第 15 号）を提出しなければならない。届出事項に変更があったときも、同様とする。

4 第 2 項において、中途使用水量があったとしても、2 か月の使用水量が計算されたものとみなし、水道料金を計算する。

5 第 1 項の規定にかかわらず、管理者が特に認めた住宅については、使用者ごとに水道料金を計算することができる。

（水道料金計算における 1 か月）

第 32 条 水道料金計算における 1 か月とは、条例第 30 条に規定された隔月定例日の翌日から次の隔月定例日までを 2 分したものをいう。

2 条例第 32 条の月の中途とは、前項に規定した 1 か月を基準に計算するものとする。

（使用水量の通知）

第 33 条 条例第 30 条の規定によりメーターを点検し、使用水量を計量したときは、使用水量を使用水量通知書により水道の使用者又は管理人に通知する。

2 水道の使用者又は管理人は、前項の使用水量通知書の記載事項に疑義があるときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

3 水道の使用者又は管理人は、第 1 項の点検に立ち会わなかったことを理由にして、使用水量について異議を申し立てることはできない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、水道の使用者又は管理人から適格請求書（インボイス）に対応した使用水量通知書の発行を求められたときは、水道料金・下水道使用料納入通知書（再発行）（様式第 15 号の 2 又は様式第 15 号の 3）により通知を行うことができる。

(使用水量の認定基準)

第34条 条例第31条に規定する使用水量の認定は、当該使用者の使用実績及び使用状態その他を考慮して、おおむね次の基準により行う。

- (1) 前2期分の使用実績の平均水量又は前期分の使用実績水量のいずれか多い水量
- (2) 前年同期の使用実績水量
- (3) 年間使用実績の月平均水量
- (4) 臨時点検に基づく使用水量

(水道料金の徴収方法及び納期)

第35条 条例第29条に規定する水道料金は、毎年度を6期に分けて徴収し、当該年度の最初に徴収するものを第1期分といい、以下順次第2期分、第3期分、第4期分、第5期分及び第6期分という。ただし、1期は、2か月とする。

2 各期分の水道料金は、メーター点検日から点検日の翌月の末日までに徴収する。ただし、水道の使用を廃止し、又は中止したときは、その都度徴収する。

3 条例第29条第2項第2号に規定する水道料金の徴収方法は、当該水道使用者との契約により定める。

(水道料金の調整)

第36条 水道料金の納入後、その料金について誤りを発見したときは、納入者の同意を得て次回において調整することができる。

(納入通知書の発行単位)

第37条 条例第29条に規定する水道料金については、メーターごとに、納入通知書1通を水道の使用者に発行する。

2 給水装置の連合使用又は共用する者の水道料金については、メーターごとに、納入通知書1通を管理人に発行することとし、管理人は、当該給水装置の水道の使用者から水道料金を徴収し、これを一括して納付しなければならない。

3 複数の給水装置を使用している同一の水道の使用者の水道料金については、

当該水道の利用者からの申し出があれば、発行日が同日であるものにより、複数の納入通知書を1通にとりまとめて発行することができる。

(隔月定例日を変更したときの使用水量)

第38条 条例第30条第1項ただし書の規定により、隔月定例日以外の日にメーターの点検を行ったときは、その示す使用水量を隔月定例日の使用水量として計算する。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、その示す使用水量により日割計算して隔月定例日の使用水量を定める。

(使用水量の端数計算)

第39条 条例第30条第1項の規定による使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、当該1立方メートル未満の端数は次回の期分使用水量に繰り越して計算する。

2 条例第32条第3項の規定による使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、当該1立方メートル未満の端数は、切り捨てて使用水量を計算する。

(工事費の徴収方法)

第40条 条例第26条第2項の規定により管理者が施行する給水装置の工事の工事費は、その都度徴収する。

(納入通知書)

第41条 水道料金、加入金若しくは手数料又は給水装置の工事費その他を徴収するときの納入通知書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 水道料金を徴収するとき(様式第16号、様式第16号の2、様式第16号の3又は様式第17号)
- (2) 水道料金を口座振替により徴収するとき(様式第18号)
- (3) 加入金若しくは手数料又は給水装置の工事費その他を徴収するとき(様式第17号)

(領収書)

第42条 水道料金、加入金若しくは手数料又は給水装置の工事費その他を徴収したときの領収書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 水道料金を徴収したとき(様式第16号、様式第16号の2、様式第1

6号の3又は様式第17号)

(2) 加入金若しくは手数料又は給水装置の工事費その他を徴収したとき(様式第17号)

(領収書の再発行の禁止)

第43条 前条の規定に基づく領収書は、いかなる場合においても再発行しないものとする。

(加入金又は手数料の減免申請)

第44条 条例第37条の規定による加入金又は手数料の減免を受けようとする者は、加入金・手数料減免申請書(様式第20号)により申請しなければならない。

第6章 管理

(給水装置の検査)

第45条 条例第38条に規定する検査は、職員をして、日の出後、日没前に限り、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、又は人の住居に使用する建物若しくは閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。

(身分証明書の携帯)

第46条 職員がメーターの点検又は前条に定める検査その他に従事するときは、山陽小野田市水道局職員身分証明書規程(平成17年山陽小野田市水道事業管理規程第12号)による証明書を携帯しなければならない。

2 前項の身分証明書は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水の停止等)

第47条 管理者は、水道の利用者が水道の使用をやめたと認められるときは、その理由の継続する間その給水を停止し、又は廃止することができる。

(切離し費用)

第48条 条例第41条第3項ただし書に規定する管理者が別に定める場合とは、次に掲げるものとする。

- (1) 給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者（以下「所有者等」という。）が確認できないとき。
- (2) 所有者等が所在不明のとき。
- (3) 前各号に定める場合のほか、管理者が特に必要と認めたとき。

第7章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主点検）

第49条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異状を認めたときは、水質基準に関する厚生省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理に関し1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第8章 補則

（雑則）

第50条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の小野田市水道給水条例施行規程（昭和51年小野田市水道事業管理規程第10号）又は山陽町水道事業給水条例施行規程（昭和62年山陽町水道事業管理規程第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年9月22日水管規程第15号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日水管規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日水管規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日水管規程第10号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月9日水管規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の山陽小野田市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された様式第16号は、この規程の施行の日以後においても、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月14日水管規程第1号）

この規程は、令和2年1月14日から施行する。

附 則（令和5年9月4日水管規程第15号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の山陽小野田市水道事業給水条例施行規程の規定は、令和5年9月30日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正前の山陽小野田市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された

様式第 16 号から第 19 号は、この規程の施行の日以後においても、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日水管規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行日の前日までに、この規程による改正前の山陽小野田市給水条例施行規程の規定に基づき使用されている様式は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和 7 年 月 日水管規程第 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行日の前日までに、この規程による改正前の山陽小野田市給水条例施行規程の規定に基づき使用されている様式は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号(第12条関係)

給 水 装 置 工 事 申 請 書													
申請年月日 年 月 日					受 付 印		番 号	水 栓 番 号		第 号			
								使 用 者 番 号		第 号			
受付番号 第 号							メ ー タ ー	出 庫 日		口 径・個 数		出庫者印	
								令和 年 月 日		φ mm× 個 φ mm× 個 φ mm× 個			
給 水 種 類		☐ 専用 ☐ 連用 ☐ 共用 ☐ 私設消火栓					着 工 予 定 日		年 月 日				
工 事 種 別		☐ 新設 ☐ 改造 ☐ 見込					しゅん工予定日		年 月 日				
		☐ 修繕 ☐ 廃止 ☐ 一部撤去											
給 水 方 式		☐ 直結直圧 ☐ 直結増圧 ☐ 受水槽			特記事項 ① ②								
受 水 槽		計 量 方 式		☐ 各戸 ☐ 一括			支管分岐 承 諾		承諾者(水栓番号) 住 所 氏 名 印				
工 事 場 所		山陽小野田市 (自治会名) (自治会)						土地 使 用 承 諾		承諾者 住 所 氏 名 印			
		山陽小野田市水道事業管理者 あて 給水装置工事申請者(給水装置所有者) 住 所 フリガナ 氏 名 電 話 このたび、上記工事場所に給水装置工事を申請いたします。 なお、工事申請にあたり、第三者からの異議の申し立てを受けたときは、この給水装置の所有者として私方で責任をもって解決します。 また、この申請にあたっては、下記の指定給水装置工事事業者 に委任いたします。 指定給水装置工事事業者 事業者証番号(号) 住 所 氏 名 この申請の給水装置工事については、山陽小野田市の条例、規程、「給水装置等の設計施工事務取扱要領」を遵守し、誠実に施行します。 なお、検査日より2年以内に施行部分が、かしに起因して破損したときは、無償で修理いたします。						家屋所有 者 承 諾		承諾者 住 所 氏 名 印			
								その他 利 害 関 係 承 諾 添 付 書		□土地 使用 承 諾 書 □給水 装置 分岐 承 諾 書 (連合管所有者・使用者) □給水 装置 工事 同意書 (自治会長) □用水 路使 用承 諾書 ☐ 給水 装置 所有 権移 転届 □道路 占用 許可 書 ☐ その他			
								道 路 占 用 許 可 書 等		種 別 国・県・市道・他() 許 可 日 年 月 日 許 可 No. 号			
		加 入 金		口径 × 件数 × 加入金 mm× 件× = mm× 件× = mm× 件× = 領収額合計(円)						受領済印			
		給水装置工事見積額 (千円)						承 認 印					
		申請手数料		1,000円						受領済印			
		しゅん工検査年月日 年 月 日 検査立会人氏名											
主任技術者 氏名													
免 状 交 付 番 号 () 連 絡 先 電 話 ()													
配管技能者 氏名													
審 査 決 裁							しゅん工 決 裁						検 査 官

様式第2号(第12条関係)

付近の見取図及び使用材料										
使 用 材 料										
区分	名 称	型 式	数 量	単 位	区分	名 称	型 式	数 量	単 位	
公道部分					宅地内部分					

様式第3号(第12条関係)

申請配管図(平面図)					
水栓番号	第	号	工事場所	山陽小野田市	工事申請者
(縮尺 1/)					
メータ設置詳細図					

様式第4号(第12条関係)

申請配管図(立面図)

(縮尺 1/)

様式第5号(第18条関係)

給水装置工事しゅん工検査申請書					
給 水 装 置 完 成 配 管 図 (平 面 図)					
水栓番号	第	号	工事場所	山陽小野田市	工事申請者
(縮尺 1／)					
メータ設置詳細図			年 月 日 山陽小野田市給水条例第6条第2項の規定により 検査を申請いたします。 主任技術者 氏 名 完 成 年 月 日 確認 指定給水装置工事事業者 自 主 検 査 年 月 日 確認		

様式第6号(第18条関係)

給 水 装 置 完 成 配 管 図 (立 面 図)

(縮尺 1／)

様式第7号(第20条関係)

給 水 届 出 書 (新設・再開・変更)

山陽小野田市水道事業管理者 あて

検 針 地 区		検針順路		ゼンリン		
台 帳 番 号		受付番号		受 付 日	年 月 日	
使 用 場 所						
方 書						
前 使 用 者 名						
ふ り が な						
新 使 用 者 名	電話番号() ー					
収納区分	1. 納付制	2. 口座	通 知 書 領 収 書	要 ・ 否 要 ・ 否		
送 付 先	住 所					
	方 書					
	氏 名					
	郵便番号	電話番号() ー				
給 水 装 置 の 所 有 者 又 は 管 理 人	住 所			用 途 区 分	変 更 前	一般用 臨時用 船舶用
	氏 名				変 更 後	一般用 臨時用 船舶用
	電話番号	() ー				

メ ー タ ー 番 号		取付時指針		中止時指針	
メ ー タ ー メーカー		口径	検定	位置	ー
水 栓 番 号					

届 出 日		年 月 日		
開 栓 予 定 日	時	年 月 日		
	AM PM			
異 動 事 由	01	新 設	09	メーター交換
	02	使 用	10	メーター撤去
	03	再 開 栓	11	名 義 変 更
	04	水 栓 修 正	12	口 座 変 更
	05	使 用 者 修 正	13	支払方法変更
	06	停 水 解 除	14	口 径 変 更
	07	廃 止	15	用 途 変 更
	08	メーター取付	16	そ の 他
備 考				

様式第8号 (第20条関係)

給 水 届 出 書 (中止・休止・廃止)

山陽小野田市水道事業管理者 あて

検 針 地 区		検針順路		ゼンリン	
台 帳 番 号		受付番号		受 付 日	年 月 日
使 用 場 所					
方 書					
使 用 者 名				電話番号()	—
収 納 区 分		銀行コード		科目コード	口座番号
転 居 先 住 所				電話番号()	—
送 付 先	住 所				
	方 書				
	氏 名				
	郵便番号	電話番号() —			

給水装置 の所有者 又は管理 人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() —

メ ー タ ー 番 号		口径		用途	
メーターメーカー		検定		位置	
今 回 検 針 日		今 回 指 針		今 回 水 量	
前 回 検 針 日		前 回 指 針		前 回 水 量	

当期・過期分
調定増減 有・無

届 出 日		年	月	日
使用開始日		年	月	日
転 居 日		年	月	日
		AM		PM
精 算 方 法	1. 現 地 精 算	(AM PM)		
	2. 口 座 振 替			
	3. 転 居 先 送 付			
	4. そ の 他			
備 考				

様式第9号(第22条関係)

給 水 装 置 代 理 人 (変 更) 届

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出人
住 所
氏 名
連絡先 (— —)

山陽小野田市水道事業給水条例第14条の規定により、下記のとおりお届けします。

記

使 用 者 番 号		水 栓 番 号	
給水装置所在地			
給水装置の種類	専用	連用	共用 私設消火栓
給水装置所有者			
代 理 人 選 定 (変更)年月日	年 月 日		
代 理 人 選 定 (変更)理 由			
新 代 理 人	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		
旧 代 理 人	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		
給水装置使用者	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		

様式第10号(第23条関係)

給 水 装 置 管 理 人 (変 更) 届

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出人
住 所
氏 名
連絡先 (— —)

山陽小野田市水道事業給水条例第15条の規定により、下記のとおりお届けします。

記

使 用 者 番 号		水 栓 番 号	
給水装置所在地			
給水装置の種類	専用	連用	共用 私設消火栓
給水装置所有者			
管 理 人 選 定 (変更)年月日	年 月 日		
管 理 人 選 定 (変更)理 由			
新 管 理 人	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		
旧 管 理 人	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		
給水装置使用者 (代 表 者)	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		

様式第11号(第24条関係)

給 水 装 置 所 有 権 移 転 届

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出人 住 所

氏 名

連絡先 (— —)

山陽小野田市水道事業給水条例第24条第2項第2号の規定により、下記のとおりお届けします。

記

使 用 者 番 号		水 栓 番 号	
給 水 装 置 所 在 地			
給 水 装 置 の 種 類	専用	連用	共用 私設消火栓
所有権移転年月日	年 月 日		
所有権移転理由			
新 所 有 者 (譲 受 人)	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		
旧 所 有 者 (譲 渡 人)	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		
土 地 所 有 者	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		
家 屋 所 有 者	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		
分岐給水管所有者	ふりがな		
	氏 名	TEL(— —)	
	住 所		
備 考			

様式第12号(第25条関係)

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出人 住 所

氏 名

連絡先(— —)

山陽小野田市水道事業給水条例第25条の規定により、下記のとおりお届けします。

記

目 的	消 防 消防演習	予定使用水量	m ³	
日 時	年 月 日		時 分から	時 分まで
設 置 場 所	付近 第 号			
種 類	地下式 地上式 その他	区 別	公設	私設
口 径	mm	備 考		

立 会 報 告 書				
日 時	年 月 日		時 分から	時 分まで
立 会 員	職氏名	印		
設 置 区 別	公設 私設	水 道 料 金	有料	無料
備 考				

様式第13号(第30条関係)

検 査 請 求 書

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

請求者
住 所
氏 名
連絡先 (— —)

下記のとおり検査の請求をいたします。

記

使 用 者 番 号		水 栓 番 号	
給 水 装 置 所 在 地			
給 水 装 置 の 種 類	専用 連用 共用 私設消火栓		
給 水 装 置 所 有 者			
水 道 使 用 者 (管 理 人)	ふりがな		
	氏 名	TEL (— —)	
	住 所		
メ ー タ ー 口 径	mm	検 査 事 項	メーター 水質 その他
検 査 (試 験) 請 求 理 由			

様式第14号(第30条関係)

検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

様

山陽小野田市水道事業管理者



下記のとおり検査の結果について、通知いたします。

記

使 用 者 番 号		水 栓 番 号	
給 水 装 置 所 在 地			
給 水 装 置 の 種 類	専用	連用	共用 私設消火栓
メ ー タ ー 口 径	mm	検 査 事 項	メーター 水質 その他
検 査 日 時	年 月 日 時 分		
検 査 職 員 氏 名	印		
検 査 (試 験) 結 果			

様式第15号(第31条関係)

連 用 給 水 装 置 使 用 届

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出人
住 所
氏 名

設 置 場 所		山陽小野田市	
建 物 等 の 名 称			
管 理 人 (料金等納付義務者)	住 所		
	氏 名		
室 号 等	使 用 者 名	室 号 等	使 用 者 名

処 理	口 径	全体戸数	申請戸数	現在戸数	摘 要
	mm	戸	戸	戸	
	受付日	年 月 日	料 金	年度 期より	
	使 用 者 番 号				備 考

様式第 15 号の 2 (第 33 条関係) ㊦

【納付制様式】 ㊦

水道料金・下水道使用料納入通知書 (再発行)			
使用場所及び使用者名			
様			
台帳番号			
使用月			
用途 □ 径			
	水 道	下 水 道	
使用水量	m ³	m ³	
料金・使用料	30日課税 90日課 円	30日課税 90日課 円	
(内消費税額)	(円)	(円)	
合 計 金 額			円
(内消費税額)			円
支払期限	発行日		
山陽小野田市水道事業管理者 @A <連絡請求書発行事業者登録番号> 山陽小野田市水道局: T5600020000193			

今回検針内容

今回指針	m ³
前回指針	m ³
旧メータ使用水量	m ³
調整水量	m ³
前回使用水量	m ³
前年同月使用水量	m ³

お知らせ

◎ この通知書でお支払いはできません。

- ・上下水道に関することは、すべて届出制です。
- ・上下水道の開始、中止又は名義変更、送付先変更等はお早めにお届けください。
- ・使用水量、料金等ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

【口座制様式】 ㊦

水道料金・下水道使用料納入通知書 (再発行)			
使用場所及び使用者名			
様			
台帳番号			
使用月			
用途 □ 径			
	水 道	下 水 道	
使用水量	m ³	m ³	
料金・使用料	30日課税 90日課 円	30日課税 90日課 円	
(内消費税額)	(円)	(円)	
合 計 金 額			円
(内消費税額)			円
振替予定日	発行日		
山陽小野田市水道事業管理者 @A <連絡請求書発行事業者登録番号> 山陽小野田市水道局: T5600020000193			

今回検針内容

今回指針	m ³
前回指針	m ³
旧メータ使用水量	m ³
調整水量	m ³
前回使用水量	m ³
前年同月使用水量	m ³

前期分口座振替結果

使用月	
振替金額	円
振替日	

◎ この通知書でお支払いはできません。

- ・料金の口座振替日は検針の翌月26日となります。
(土、日、祝祭日の場合は翌営業日)
- ・上下水道に関することは、すべて届出制です。
- ・上下水道の開始、中止又は名義変更、送付先変更等はお早めにお届けください。
- ・使用水量、料金等ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。
- ・口座振替による納付を中止、または金融機関及び口座等を変更される場合は、金融機関にて解約、変更手続きをしてください。

水道料金・下水道料金等お知らせ (再発行)

様

台帳番号	使用者名		
水栓所在地			
メーター番号	用途	口径	検針員

使用年月	年 月 ~ 年 月
前回検針日	今回検針日

使用水量	水 道		水 道	
	※課税額	%対象	※課税額	%対象
料金・使用料		円		円
(内消費税額)	(	円)	(	円)
合計金額		円		円
(内消費税額)	(	円)	(	円)

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者
水道局長
<登録番号>T5800020000183



この帳票は仕入税額控除にかかる資料(インボイス)としてご使用いただけます。

様式第16号(第41条、第42条関係) *

水道料金・下水道使用料領収済通知書			
口座番号: 01360-8-961014 加入者名: 山陽小野田市水道局企業出納員			
使用人名		様	
収納機番号	確認番号		
納付番号	納付区分		
台帳番号	使用月		
用途口様	納付区分		
水 道			
使用水量	m ³		m ³
料金・使用料	※消費税 %対象	円	円
(内消費税額)	(	円)	円)
合計金額	円		
(内消費税額)	(		
納入期限		発行日	
CVS等収納用		領収日付印	
上記の金額を領収しましたので通知します。 山陽小野田市水道局企業出納員 印 山陽小野田市水道事業出納・収納取扱金融機関 山陽小野田市水道局保管/CVS等本部控			
取りまとめ店 山口銀行 小野田支店 〒730-8794 ゆうちょ銀行 広島野金事務センター コンビエンスストア各本部 収納代行会社 特電算システム			

水道料金・下水道使用料 納付書			
口座番号: 01360-8-961014 加入者名: 山陽小野田市水道局企業出納員			
使用人名		様	
台帳番号			
水道料金 ※消費税 %対象	円		
内消費税額	(	円)	
※消費税 %対象	円		
内消費税額	(	円)	
合計金額	円		
内消費税額	(		
納入期限	発行日		
収納代行会社			
領収日付印			
金融機関保管/CVS等店納付			

水道料金・下水道使用料 納入通知書兼領収証書			
口座番号: 01360-8-961014 加入者名: 山陽小野田市水道局企業出納員			
下記の金額を納入期限までに納めてください。 山陽小野田市水道事業管理者 使用場所及び使用人名			
台帳番号			
使用月			
使用水量	m ³		
料金・使用料	※消費税 %対象	円	円
(内消費税額)	(	円)	円)
合計金額	円		
(内消費税額)	(		
納入期限	発行日		
上記の金額を領収しました。 山陽小野田市水道局企業出納員 山陽小野田市水道局 収納取扱金融機関 山陽小野田市水道局 ①本書に領収日付印のないものは無効です。 ②お間違いを恐れお詫言います。 <送付請求書 発行事業者登録番号> 山陽小野田市水道局 T5800020000183 収納代行会社			
納入者保管			
向収入印紙不要			

様式第16号の2(第41条、第42条関係)

口座番号: 01360-0-561014
加入番号: 山陽小野田市水道局企業納税

台帳番号



水道料金・下水道使用料領収済通知書

ご使用者名 様

調定年月 令和 年 月

発行日: 令和 年 月 日

※コンビニエンスストア等でお取り扱いできない場合
●納入期限が過ぎているとき●バーコードが印刷されて
いないとき(再発行した領収書等)●バーコードが読み
取れないとき●金額が30万円を超えるとき●金額、使用
者氏名その他の記載事項が訂正、改ざんされたもの又は
不明瞭なとき●金額の一部納入を希望するとき●領収書
のミシン目を切り離したとき

	水道	下水道
料金・使用料	円	円
合計金額		円
(内消費税額)		円
支払期限	令和 年 月 日	

CVS収納用

(91)959909-4031312345678901280000
251031-0-006314-2

※この通知書は機械で処理しますので、汚したり折ったりしないでください。

取りまとめ店
山口銀行 小野田支店 〒730-5794 ゆうちょ銀行 広島府会事務センター
コンビニエンスストア各本部 収納代行会社(株) 電算システム

領収日付印

(山陽小野田市水道局/下水道局)



水道料金・下水道使用料納付書

口座番号: 01360-0-561014
加入番号: 山陽小野田市水道局企業納税

ご使用者名

様

台帳番号

	水道	下水道
料金・使用料	円	円
合計金額		円
(内消費税額)		円
支払期限	令和 年 月 日	

収納代行会社 発行日: 令和 年 月 日

領収日付印

(金融機関/コンビニ等店舗)

お支払いの際は切り取らずにそのままください

口座番号: 01360-0-561014
加入番号: 山陽小野田市水道局企業納税

<連絡請求書発行事業者登録番号>
山陽小野田市水道局: T5800320000183

水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収証書



水 栓 場 所

検針日 令和 年 月 日
検針員 検針員B

ご使用者名 様

調定年月 令和 年 月

台帳番号

(ご使用期間) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

	水 道	下 水 道
今回指針	m ³	m ³
前回指針	m ³	m ³
旧メーター使用水量	m ³	m ³
調整水量	m ³	m ³
前回使用水量	m ³	m ³
前年同月使用水量	m ³	m ³

上記の金額を支払期限までに
納めてください。
山陽小野田市水道局事務センター

※このお知らせは、インボイス
制度に対応しています。ご請求
額に変更があった場合は、別途
請求書を送付いたします。

検針業務に関するお問い合わせ

上記の金額を領収しました。
山陽小野田市水道局企業納税
収納取扱金額欄

※金額が訂正した領収証書又は収日
付の領収証書は無効です。

※この領収証書は5年間大切に保管して
ください。

※収入印紙不要

令和 年 月 日

収納代行会社

領収証書

上記の金額を
領収しました。

領収日付印

(納入者用)

一納入通知書でのお支払いについて一

本通知書は、下記の納入場所、コンビニエ
ンスストア等でお支払いできます。

納入場所

- 山陽小野田市水道局 (7:00~22:00
年中無休)
- ※業務時間外は前払金となります。前払
金は公益社団法人山陽小野田市シルバー
人材センターに委託しています。
- 山陽小野田市役所
- 山陽総合事務所及び各支所出張所
【金庫機能】
- 山口銀行 ●北九州銀行 ●西京銀行 ●西中
国信用金庫 ●山口県信用組合 ●中国労働金
庫 ●山口県農業協同組合 ●山口県漁業協同
組合(本部のみ) ●ゆうちょ銀行 ●郵便局
(中国地方5県内)

取扱コンビニエンスストア等

- セブンイレブン ●ローソン ●ローソン
ストア100 ●ナチュラルローソン ●ローソ
ン・スリーエフ ●ファミリーマート ●デイ
リーヤマザキ ●ヤマザキデイリーストアー
●ミニストップ ●ポプラ ●ニューヤマザキ
デイリーストアー ●ヤマザキスペシャルパ
ートナershopp ●生活家電 ●ぐらしハウス
●スリーエイト ●セイコーマート ●ハマナ
スクラブ ●ハセガワストア ●タイヨー ●マ
ックス ●設置店

※コンビニエンスストア等の店頭では、専
用としてアプシ支払いできません。

様式第 16 号の 3 (第 41 条、第 42 条関係) *

領 収 済 通 知 書

請 求 番 号	住 所	別紙お知らせのとおり	(水道局保管)	
	氏 名			様
使 用 月	納 付 金 額			円 (税込)
納 入 期 限	内 訳			

発行日 令和〇年〇月〇日

領収印

納 入 通 知 書

請 求 番 号	住 所	別紙お知らせのとおり	(取りまとめ金融機関保管)	
	氏 名			様
使 用 月	納 付 金 額			円 (税込)
納 入 期 限	内 訳			

上記の金額を収納しましたので通知します。

発行日 令和〇年〇月〇日

山陽小野田市水道局企業出納員 殿

取りまとめ店 山口銀行 小野田支店

領収印

納入通知書 兼 領収書

請 求 番 号	住 所	別紙お知らせのとおり	(納入書控)	
	氏 名			様
使 用 月	納 付 金 額			円 (税込)
納 入 期 限	内 訳			

上記の金額を納入期限までに納めてください。
山陽小野田市水道事業管理費

この領収書に領収印が無いもの、または合計金額を訂正したものは無効です。

上記の金額を領収しました。

発行日 令和〇年〇月〇日

山陽小野田市水道局企業出納員

領収印

様式第17号(第41条関係)

納 入 通 知 書 (控)

台 帳 番 号						住 所				(水道局保管)
—						氏 名		様		
区 分						納 付 金 額		内消費税額(税率 %)		
1	2	3	4	5	6			円	円	
上下水道料	水道料	加料金	手数料	工事費	その他の	内 訳				
										領収印
						年 月 日				

納入通知書 兼 領収書

台 帳 番 号						住 所				(納入者控)
—						氏 名		様		
区 分						納 付 金 額		内消費税額(税率 %)		
1	2	3	4	5	6			円	円	
上下水道料	水道料	加料金	手数料	工事費	その他の	内 訳				
										領収印
上記の金額を納入期限までに納めてください。 山陽小野田市水道事業管理者						この領収書に領収印が無いもの、または合計金額を訂正したものは無効です。				
						上記の金額を領収しました。		年 月 日		領収印
						山陽小野田市水道局企業出納員				

納 入 済 通 知 書

台 帳 番 号						住 所				(水道局保管)
—						氏 名		様		
区 分						納 付 金 額		内消費税額(税率 %)		
1	2	3	4	5	6			円	円	
上下水道料	水道料	加料金	手数料	工事費	その他の	内 訳				
										領収印
						上記の金額を収納しましたので通知します。		年 月 日		
						山陽小野田市水道局企業出納員 殿				

様式第 18 号 (第 41 条関係) ㍿

< 山陽小野田市水道事業登録番号 >
山陽小野田市水道局：F5803020000183

台帳番号

水道料金・下水道使用料納入通知書

水 栓 場 所

ご 使 用 者 名 様

調定年月 令和 年 月

検針日 令和 年 月 日

(ご使用期間) 令和 年 月 日～令和 年 月 日 検針員 検針員B

	水 道	下 水 道
今回使用水量	m ³	m ³
料金・使用料	円	円
(内消費税相当額 %)(円)	(円)	(円)
合計請求金額	円	

用 途
口 添
メーター番号

今回指針	m ³	上記合計請求金額を 令和 年 月 日 に口座より振替ます。
前回指針	m ³	山陽小野田市水道事業管理者 
旧メーター使用水量	m ³	
調整水量	m ³	
前回使用水量	m ³	
前年同月使用水量	m ³	※このお知らせは、インボイス 検針業務に関するお問い合わせ先 制度に対応しています。ご請求 検針業務受託者 額に変更があった場合は、別途 請求書発行いたします。 TEL

— お知らせ —

下記の金額が、口座から振替になりましたのでお知らせします。

調定年月 令和 年 月

(ご使用期間) 令和 年 月 日～令和 年 月 日

	水 道	下 水 道
使用水量	m ³	m ³
料金・使用料	円	円
(内消費税額) (円)	(円)	(円)
振替金額 (税込)	円	

口座振替日 令和 年 月 日

様式第19号 削除

様式第20号(第44条関係)

加入金・手数料減免申請書

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

届出人

住 所
.....
氏 名
.....

山陽小野田市水道事業給水条例第37条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	山陽小野田市		
給 水 装 置 の 所 有 者	住 所		
	氏 名		
	電話番号	()	—
減 免 申 請 対 象	加入金・手数料	メーターの口径	mm
減免申請の理由			

年 月 日

給水装置支管分岐承諾書

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申請者
住所
氏名

下記のとおり支管分岐の承諾を受けましたのでお届けします。
また、本件に関する紛議一切につきましては、当事者間で解決することを誓約します。

記

私の所有する給水装置から申請者が支管分岐することを承諾します。

分岐を承諾する			
給水装置	水栓番号	第	号

給水装置	住所	
所有者又は管理人	氏名	(印)

年 月 日

給水装置支管分岐承諾書
(連用管分岐用)

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申請者
住所
氏名

下記のとおり支管分岐の承諾を受けましたのでお届けします。
また、本件に関する紛議一切につきましては、当事者間で解決することを誓約します。

記

私たちが共同（所有・使用）する連用給水装置から申請者が支管分岐することを承諾します。

分岐を承諾する
給水装置 水栓番号 第 号

給水装置 住所
代表所有者又は管理人 氏名 (印)

連用管使用者（代表所有者又は管理人の自署又は記名、押印があるときは不要）			
住所		住所	
氏名	(印)	氏名	(印)
住所		住所	
氏名	(印)	氏名	(印)
住所		住所	
氏名	(印)	氏名	(印)
住所		住所	

年 月 日

土地使用承諾書

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申請者
住所
氏名

下記のとおり土地使用の承諾を受けましたのでお届けします。
また、本件に関する紛議一切につきましては、当事者間で解決することを誓約します。

記

私の所有する土地に申請者の給水装置を埋設することを承諾します。

土地の表示 山陽小野田市 ()

土地所有者 住所
氏名 (印)

土地所有者 住所
氏名 (印)

年 月 日

給水装置工事申請取下願

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申請者
住所
氏名

年 月 日に給水装置工事申請書を提出し、承認を受けた申請を下記の理由により取り下げます。

記

1 承認番号 年 月 日付（承認第 号）

2 取下の理由 -----

様式第24号(第18条関係)

給 水 装 置 し ゅ ん 工 検 査 成 績 表

検 査 官		検 査 日	年	月	日
申請者氏名		工事場所			
承認番号		水 栓 番 号		使用者番号	

評価	番号	給 水 装 置 検 査 項 目	判 定 ○・×	穿 孔 切 替 工 事 立 会 記 録	
施 工 体 制 ・ 出 来 高 管 理	1	主任技術者の業務理解		穿 孔 日	年 月 日
	2	技能者の施工技術		工 事 概 要	
	3	穿孔技術と施工手順は適正か		配水管の口径 φ mm	
	4	埋戻しの路面状態はよいか		配水管の管種()	
	5	申請どおり材料が使用されているか		分岐管の口径 φ mm	
	6	止水栓、量水器の設置の状況		分岐管の管種()	
	7	水栓・器具取付の状況		分水栓の水圧試験(MPa)	
	8	量水器経由の確認		穿孔切替工事立会指摘事項	
	9	洗管処理、水質管理が適当か			
	10	異常音、振動はないか			
	11	テストポンプ水圧(1.0MPa・10min以上)			
	12	給水装置末端水圧 (MPa)			
	13	遊離残留塩素 (ppm)			
	14	残留塩素検査薬は即時反応したか		給水装置工事しゅん工検査評価	
	15	給水装置の出来ばえ			
	16	施主とトラブルはないか			
	17	竣工届等と関係書類の処理			
	18	竣工図面等の出来ばえ			
その他(指摘事項等)					

様式第1号（第12条関係）
様式第2号（第12条関係）
様式第3号（第12条関係）
様式第4号（第12条関係）
様式第5号（第18条関係）
様式第6号（第18条関係）
様式第7号（第20条関係）
様式第8号（第20条関係）
様式第9号（第22条関係）
様式第10号（第23条関係）
様式第11号（第24条関係）
様式第12号（第25条関係）
様式第13号（第30条関係）
様式第14号（第30条関係）
様式第15号（第31条関係）
様式第15号の2（第33条関係）
様式第16号（第41条、第42条関係）
様式第16号の2（第41条、第42条関係）
様式第17号（第41条関係）
様式第18号（第41条、第42条関係）
様式第19号 削除
様式第20号（第44条関係）
様式第21号（第14条関係）
様式第21号の2（第14条関係）
様式第22号（第14条関係）
様式第23号（第15条関係）
様式第24号（第18条関係）